入　　札　　説　　明　　書

令和８年11月10日付入札公告した件については、次のとおりとする。

記

１　件名

⑴　件名

島根県警察学校ボイラー用白灯油の購入

⑵　品名規格及び予定数量

白灯油（ＪＩＳ規格１号）

21,000ℓ

⑶　契約期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

⑷　納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582-2　島根県警察学校

２　契約方法

会計法第29条の３第１項により一般競争入札とする。再度入札は２回までとし、再度入札を行っても落札者がないときは、予算決算及び会計令第99条の２により随意契約とする。

３　契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

なお、契約は単価契約とする。

４　競争参加者の資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の基準等級B,C又はDの等級に格付けされている者であること。

⑷　警察庁から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑸　別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

⑹　本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、支出負担行為担当官の競争参加資格の承認を受けた者であること。

５　入札の場所等

⑴　入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510　島根県松江市殿町８番地１

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話　0852-26-0110　内線2242　FAX0852-28-7111

⑵　郵便による入札書の提出期限

郵便により入札書を提出する者は、書留郵便で二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨朱書し、中封筒に入札件名を記載して、支出負担行為担当官あてに親展により郵送するものとする。この場合、令和８年12月３日（木）午後５時までに警務部会計課用度係が受け付けたもののみとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑶　入札及び開札の日時、場所等

ア　入札書の受領期限　令和８年12月３日（木）午後５時

イ　開　札　日　時　令和８年12月４日（金）午後３時３０分

ウ　開　札　場　所　島根県松江市殿町８番地１　島根県警察本部７階第２小会議室

⑷　入札説明会

行わない。

6　入札の方法等

⑴　入札の方法

ア　入札者は、封印した入札書（別紙様式）を入札書受領期限までに提出しなければならない。この場合において、入札書を入れた封筒には商号（又は名称）及び職氏名を明記しなければならない。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、小数点第１位を切り捨てた金額）を落札金額とするので入札書に記載する金額は当該10％に相当する額を除いた金額を記載すること。

ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された総価の最低入札価格をもって行い、契約価格は入札書に記載された単価の金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、小数点第２位を切り捨てた金額）とする。

エ　入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ　入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

カ　入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。

キ　入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができない。

ク　開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行う。

ケ　入札者は、入札書へ押印する印鑑を持参しなければならない。

コ　入札者は､当該物件の納入に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。

⑵　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の場合は署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに委任状を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑶　入札保証金

予算決算及び会計令第77条第２号により免除とする。

⑷　再度入札

ア　開札の結果、落札者がない場合は直ちに再度入札を行う。再度入札は２回まで行うものとする。（合計３回）

ただし、郵便入札による入札を行った者がある場合において、直ちに再度入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官等が指定する日時において、再度入札を行う。

イ　入札者のうち、再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場しなければならな

い。

⑸　入札辞退

支出負担行為担当官の承認を受けた後、入札を辞退する場合は次によることとする。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退書を持参又は郵送等により提出するものとする。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出するものとする。

⑹　落札者の決定

会計法第29条の６の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あった場合は、直ちにくじ引きを実施し落札者を決定する。

⑺　入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

⑻　入札の無効

ア　当該公告に示した競争に参加する資格のない者が行った入札又は入札に関する条件に違反したとき。

イ　入札書の入札金額と単価区分内訳の計算に誤りがあるとき。

⑼　落札の通知

落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知する。

７　入札にあたり提出する書類

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書面を令和８年11月18日（水）正午までに警察本部会計課用度係まで提出しなければならない。

⑴　入札参加申込書

⑵　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

⑶　法務局に登記する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿（以下「役員名簿」という。）

⑷　委任状（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

８　契約

⑴　契約条項

別添「単価契約書（案）」のとおりとする。

⑵　前金払

なし

⑶　契約書の作成

ア　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書２通に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

イ　前記アの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

ウ　前記イの場合において支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑷　契約保証金

予算決算及び会計令第100条の３第３号により免除とする。

⑸　契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする

9　質疑

⑴　入札説明に対する質疑

入札説明書及び添付資料について質疑がある場合は、質疑票により令和８年11月12日（木）正午までに提出すること（FAX可）。

⑵　提出先

５(1)の場所とする。

10　人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

11　入札説明書添付書類

⑴　単価契約書（案）

⑵　入札参加申込書

⑶　役員等名簿

⑷　委任状（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

⑸　入札書

⑹　委任状（代理人が入札する場合）

⑺　質疑票

⑻　暴力団排除に関する誓約事項